

仕様書

1. 目的

本業務は、行政手続等に関する利用者の利便性の向上を図ることを目的として、スマートフォンによるオンライン手続を可能にするため、必要なアプリを構築して導入するものである。詳細については以下に記載のとおりとする。

2. 業務概要

- (1) 件名 行政手続等スマホアプリ導入業務委託
- (2) 履行場所 東御市役所
- (3) 業務内容 項番3の通り
- (4) 履行期間 契約日から令和6年3月31日まで
- (5) 上限額 20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 業務内容

本業務委託における範囲（概要）は以下の通り

- (1) アプリ構築業務
 - ア アプリケーション接続用のサーバ環境構築
 - イ スマートフォンアプリケーションのソフトウェア開発
 - ウ 開発したシステム成果物に対するテスト
- (2) アプリ導入業務
 - ア 市職員への利用者向け説明会の開催
 - イ 開発したアプリケーションのアプリストア公開
- (3) システム運用・保守業務
 - ア スマホアプリケーションによるサービス提供の維持
 - イ ハードウェア・ソフトウェアの保守

4. 導入場所

東御市役所

5. 各種仕様と要件

本業務は市民向けのサービスの提供であることや災害時での活用（お知らせなど）も想定されることから高い信頼性と可用性が求められる。構築・利用するサーバやデータセンター等は以下の要件を満たしていること。

(1) 導入実績

過去2年間の国内官公庁への導入実績を提示すること。（実証事業等は除く）
なお、長野県内での導入実績を有する場合はそれもあわせて記載する。

また、導入実績については以下を必ず明記すること。

- ア 導入自体名
- イ 導入年度および終了年度
- ウ 仕様の概要

(2) サーバ・データセンター環境

アプリケーションが稼働するサーバはクラウドサーバの利用を前提とし、クラウドサーバ提供事業者が JIS Q 27001又は ISO/IEC 27001 等に基づく認証を取得していること。

ア サーバに対する要件

(ア)サーバは各種設備が日本国内に設置されていること

(イ)スマホアプリケーションは市民向けサービス提供であり、災害等の際にもお知らせの機能で市民へ連絡等を実施するため、ダウンタイムを最小限に抑える必要がある。よってサーバは物理的に異なる 2 拠点以上のデータセンターに設置すること

イ データセンターに対する要件

(ア)地震、火災等の災害を受けるおそれの少ない位置に設置されること

(イ)自動火災検出及び鎮火装置が設置されていること

(ウ)電力会社から 2 系統以上で受電し、冗長性を確保していること

(エ)電力障害時には無停電電源装置 (UPS) によるバックアップ電力を供給できること

(オ)建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要のないこと

(カ)ネットワーク侵入検知等のセキュリティ対策を導入し、監視を行うこと

(キ)安定したサービスを提供するため、DDoS 攻撃に対する対策を複数有すること

(ク)セキュリティ対策として、脆弱性を突いた攻撃を防御するための Web アプリケーションファイアウォールを導入すること。

(ケ)各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること

(コ)24 時間 365 日のネットワーク障害受付、故障修理及び復旧ができる体制を有すること

(3) ネットワーク環境等の整備

管理用 Web アプリケーションを利用する端末のネットワーク環境については、以下に記載する条件での動作を保証するものとする。

ア 当市役所内で利用可能なLGWAN環境もしくはインターネット接続系環境を用いて接続が可能で利用できること

イ LGWAN環境の場合には、ブラウザはMS Edgeが利用可能であること。MS Edgeが利用不可の場合にはその旨を申し出ること

ウ インターネット環境の場合には当市の標準ブラウザであるFirefoxが利用可能であること。なお、Firefoxが利用不可の場合にはGoogle Chrom等の対応可能なブラウザを申し出ること

エ 将来的に情報配信を当市職員以外も入力する可能性があるため、一般的なインターネット回線においても利用可能であること

オ ネットワーク通信環境については、提案の範囲で担当部署と十分協議を行うこと

(4) システム構成

ア ソフトウェア構成

提供するソフトウェアは以下のアプリケーションで構成されるものとする。

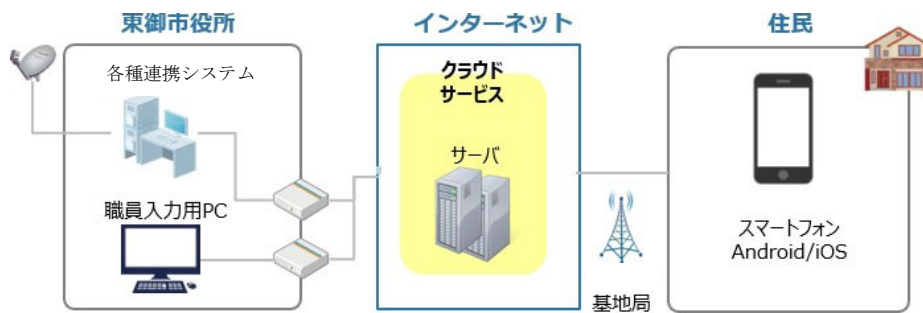
- ・情報配信・管理用 Web アプリケーション（以下、配信管理アプリ）
- ・スマートフォン端末用アプリケーション（以下、スマホアプリ）

イ 全体システム構成

本ソフトウェアは図表 1 に示すようなシステム構成にて動作することを想定している。本ソフトウェアが動作するに当たって必要となるサーバは以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 本ソフトウェアが動作するのに十分な性能を確保していること
- (イ) 今後のシステム拡張含め、本ソフトウェアが動作することを担保する内容が明記されていること
- (ウ) スマートフォン利用者の個人情報収集・蓄積しないこと
- (エ) スマートフォン利用者の位置情報は蓄積しないこと

図表 1：システム構成イメージ



ウ ソフトウェアライセンス

受注者は当市に対し、それぞれのアプリケーションについて、以下のようにライセンスを付与するものとする。

- (ア) スマホアプリは、利用者ライセンスを数量無制限で提供すること
- (イ) 配信管理アプリは、システム管理者用アカウントを1ライセンス、情報配信者用アカウントのライセンスを必要数（40以上）提供すること

エ 各種利用環境と基本機能

- (ア) スマホアプリは2種類のアプリケーション（iOS Ver13.0 以上、Android Ver6.0 以上）を提供すること
- (イ) スマートフォンの標準ブラウザは、SafariとChrome等での動作を保証すること
- (ウ) アプリの更新プログラムを作成する場合には、各種のアプリストア上でリリースすること
- (エ) サーバとのデータの送受信は、暗号化された通信で行うこと
- (オ) 受信済みの情報（お知らせ、コンテンツ等）は、ブラウザのキャッシュに保存するのではなく、端末が通信できない状態でも永続的に確認可能な領域に保存すること
- (カ) 通信不可等の理由によりお知らせ等の更新内容の未取得情報がある場合には、取得可能となり次第自動取得できること
- (キ) 初回利用時に地域やグループを指定することができ、受信するお知らせ等の情報を利用者が選択できること
- (ク) おしらせ情報は件数に関わらず 90 日前までの情報が確認できること

(5) 機能要件

ア 配信管理アプリ

以下の機能を有する配信管理アプリの要件を備えること。

- (ア) 当市からの情報入力および各種設定、集計作業等は、インターネットに接続されたパソコンのブラウザ上で稼働すること
- (イ) 最新の Google Chrome、Microsoft Edge で動作可能なことを保証すること
- (ウ) ユーザ ID とパスワードによりシステムへのログイン認証が可能であること
- (エ) ユーザ ID については、システム全体の権限を持つ管理者権限や、利用者権限など柔軟な権限設定が可能であること
- (オ) アプリをバージョンアップしていない利用者限定して新しいバージョンのアプリがあることを通知できること
- (カ) スマホから簡易配信が可能であること
- (キ) スマホ用の配信管理アプリは、スマホ用に画面構成が最適化されていること

イ スマホアプリ

以下の機能を有するスマホアプリの要件を備えること。

- (ア) お知らせ配信機能

配信管理アプリで入力したお知らせ情報をスマホアプリに PUSH 配信する機能を提供する。情報配信機能は以下の要件を備えるものとする

(イ) 他のシステムとの連携機能

当初の機能・接続連携として以下のシステム連携をすること。なお、アプリを起動する仕様（URLスキーム）等については、当市よりアプリ業者に確認して提供する。

表1 他システム連携方式

項番	機能	連携方式	備考
1	施設予約	URL連携	
2	学習講座予約	URL連携	
3	東御市オンライン申請	URL連携	マイナポータル
4	東御市オンライン請求	スマホアプリ連携	
5	子育て支援アプリ	スマホアプリ連携	
6	公共交通アプリケーション	スマホアプリ連携	
7	お知らせ・配信	—	アプリ機能

(ウ) 拡張機能及び各種接続

当スマホアプリは、市民との双方向通信可能なプラットフォームアプリケーションとして稼働する予定である。持続的な開発を続けるため、各種サービスや機能が追加可能な環境を構築すること。

現時点（2023年）で追加を想定している機能は以下の通り。なお、本開発で実装可能な場合は開発対象とすること。

表2 拡張機能（案）

項番	機能	概要
1	緊急モード	災害時等の緊急時に、市民が警戒すべき事態であることが直感的でわかりやすいデザインに切り替わるモード
2	コンテンツ配信	広報誌やゴミカレンダー等のコンテンツを配信できる機能
3	職員参集機能	職員参集を行う機能。本開発では対象外とする
4	写真投稿機能	災害等の情報を市民が写真投稿する機能
5	避難所・被害情報入力機能	被災状況や避難現場の状況を簡単に登録でき管理画面で状況が把握できる機能
6	J-Alert・L-Alert連携	J-Alert・L-Alertと自動関係による情報伝達可能な機能。本開発では対象外とする。
7	メール連携／SNS連携	既存のメールシステムやSNS等と同期して一括配信が可能な機能
8	住民による配信	区長等の特定の市民からのスマホアプリを使った配信機能（各区ごとや消防団など）
9	マイナンバー連携	マイナンバーカードを利用した個人認証機能

(エ) その他の拡張機能

本スマホアプリを利用し、住民に有益な活用方法があれば追加提案を可能とする。なお、追加提案に関しては以下を明記すること。

- a 利用シーンおよび利用方法
- b 機能の有効性（実績があれば明記）
- c 初期費用および運用

(6) その他、構築に係わる業務

受注者は構築作業を行うに当たり、以下の要件を満たすこと

- ア 作業に必要な機材、回線環境等は受注者にて準備を行うこと
- イ 構築時に機能テストを実施し、システム納入時に結果を検査成績書として提出すること

6. 納品・成果物

(1) システム成果物

- ア 配信管理アプリ
- イ スマホアプリ

(2) ドキュメント成果物

ドキュメント成果物は以下の通りとし、完成図書として正副の2部とCDメディアによる納品を行うこと

- ア 各種設計／設定資料
- イ 製品／利用マニュアル
- ウ 利用者説明会資料
- エ ライセンス証書など
- オ テスト結果報告及び検査成績書など
- カ 業務完了報告書

7. 保守・運用

導入後の各種機器及び問い合わせ対応等に伴う保守管理を行うこと。保守管理内容や対応時間、スケジュールや各種報告方法等について提案すること。また、履行期間内に必要となる保守費用は見積金額に含めること。また、来年度から5年の保守費用を提示すること。

8. 実施体制

- (1) 本業務の目的達成に必要な知見を有するものを配置し、業務の円滑な推進ができるよう十分な体制を取ること。
- (2) 発注者の負担を下げ、受託者自身がサポートできる体制とすること。
- (3) 案件を進める上で必要なプロジェクトマネジメントを実施すること。尚、プロジェクトマネージャはPMP等の有資格者もしくはそれに準ずる知識を有する担当をアサインすること。
 - ア スケジュール調整、担当課との調整、課題・リスク管理等
 - イ 各種、進捗会議・仕様調整会議などの開催

9. 費用の算定方法

(1) 導入費用

スマホアプリ公開までの業務、および納品物に係る一切の費用を含めること。但

し、追加機能に関わる費用は含めないこと。

(2) 運用費用

運用費用には、本業務を維持継続するのに必要な一切の費用を含めること。

また、令和6年度以降5年間で必要とされる費用も別途算出すること。費用の算出にあたっては、以下の要件を満たすこと。

ア 年間の運用費用を抑制すること（複数の保守パターンがあれば提示すること）

イ 運用費用には、故障した機器の修理に要する費用を含めること。

10. 情報セキュリティ要件等

本システム開発においては、機能によっては配信対象者や操作対象者等の個人情報や機密情報を保有する事から、個人情報保護法を遵守したシステム環境を構築するとともに、システム開発においても個人情報保護法を順守すること。

11. 特記事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と本業務の受注者とが協議のうえ決定するものとする。
- (2) 業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、東御市と連絡を密に取りながら誠実に業務を履行すること。
- (3) 東御市からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。契約の解除後及び契約期間満了後においても同様とする。
- (5) 本業務において作成したプログラム及び各種成果物等の著作権は基本的に東御市に帰属すること。ただし、著作権が東御市に帰属できない成果物がある場合には、対象となる成果物を申し出ること。
- (6) 履行期間中のライセンス料は、委託料に含めるものとする。
- (7) 履行期間中に発生するソフトウェア利用料等は、委託料に含めるものとする。
- (8) 本業務により提出される成果物については東御市の取組の一環として公表する可能性がある。（ただし、公表の内容等については、東御市と受託者が協議の上、決定するものとする。）
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は業務の実施に係る疑義については、東御市と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、本市と受託事業者で別途協議するものとする。
- (11) 受託者は、本仕様書の仕様及び開発時に作成される設計等の要件を満たせていない場合には、民法における契約不適合責任を負うこととする。

以上